

「都市計画法第 34 条第 14 号及び都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホに関する判断基準」

第 5 における土砂災害警戒区域での開発行為等に関する審査基準

(土砂災害警戒区域について)

(目的)

第 1 この基準は、「都市計画法第 34 条第 14 号及び都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホに関する判断基準」第 5 における令第 29 条の 9 第 4 号に掲げる「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)」第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域に関する取扱いについて、必要な事項を定めることにより、都市計画法（以下「法」という。）の適正な運用を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 土砂災害警戒区域において、次のいずれかに該当するものに関しては、開発行為及び建築行為の敷地とすることができる。

- (1) 主に自己の居住の用に供する住宅の建築については、土砂災害が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 8 条第 1 項に基づき豊能町地域防災計画に定められた同項第 2 号の避難場所（以下「避難場所」という。）への確実な避難が可能な区域に存し、避難場所への確実な避難にあたり、避難計画書の作成及び提出がなされたもの。
- (2) 自己業務の用に供する建築物の建築行為で同種の用途同一事業者に限り、土砂災害が発生した場合に、避難場所への確実な避難にあたり、町より区域内の建築物の所有者、管理者、占有者に対して義務付けられた、避難確保計画の作成、避難訓練の実施とその結果の報告、かつ結果報告に対する町からの助言・勧告を踏まえた避難確保計画の内容や訓練内容の見直しが徹底されているもの。
- (3) 土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備等の防災対策が実施されているもの。
- (4) 建築基準法施行令第 80 条の 3 において規定される、土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造について定める構造方法を用いるものを準用するもの。
- (5) 上記（1）から（4）のいずれかと同等以上の安全性が確保されると認められるもの。

2 前項（1）から（5）の場合、開発許可又は建築許可の際に、法第 41 条第 1 項の制限又は第 79 条の条件を付すこととする。

(附則)

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。